

東京都入札監視委員会 第2回第一監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和4年11月29日(火) 都庁第一本庁舎北塔33階 特別会議室N6	
委員	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授 小見 康 夫 (部会長) 弁護士 木下 潮 音 弁護士 松本 はるか 計3名(敬称略) ※各委員はオンラインによる参加	
審議対象期間	令和3年10月1日～令和3年12月31日	
抽出案件計	6件	(備考)
一般競争	3件	
指名競争	2件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	<議案1> (高額・高落札事案) 東京アクアティクスセンター(3)改修工事その2[一般競争入札]	
	Q 1回目の入札では、再度入札を含め4回開札しても価格が合わず不調という結果に終わったとのことだったが、予定価格が低すぎたということはないか。	A 起工部署としては、適正に積算の上、予定価格を定めたが、その後のヒアリングにおいて、主に仮設工事や撤去工事の中で、事業者と都の間に多少認識の相違があったと理解している。
	Q 予定価格の事後公表と事前公表については様々な議論があるところだが、今回、事後公表と事前公表を行ったことで、発注者側として事前公表のメリットをどのように考えているか。	A 現在、高価格帯の案件において、1回目は競争性の確保という観点から事後公表としている。しかし、予定価格を超える応札があり不調になった場合は、事前公表に切り替えるという運用をしている。 都としては、バランスを取りつつ事前公表と事後公表を使い分けていきたいと考えている。
	<議案2> (高額・高落札事案) (1者入札事案) 都庁第一本庁舎(3)改修工事[一般競争契約]	

<p>Q 本件は施工困難工事となっているが、具体的にどの点が困難だと考えているのか。</p>	<p>A 本工事の改修対象範囲は、各種審議会などの会場・会議室、国内外の来客などの接遇等のホールが含まれている。一般室とは異なる意匠性を考慮しており、内装なども非常に特殊なものになっている。限られた工期の中、このような特殊な部屋を確実に施工する必要があることから、施工困難工事としている。</p>
<p>Q 入札参加申請をした事業者が1者のみとなったことについて、どのような理由が考えられるか。</p>	<p>A 本工事では、該当フロアの閉鎖・移転を繰り返しながら、令和6年度までの約3か年強にわたって改修工事を行う。その期間中、配置技術者は建設業法等に基づき拘束される。また、平日夜間や閉庁日の施工条件を付しており、このような理由から、一般的な工事と比べて条件が若干厳しかったと推察される。</p>
<p>Q 今まで元施工の事業者以外が受注した実績はあるのか。 また、元施工の事業者が次期の改修も受注することが多い点について、どのように考えているか。</p>	<p>A 移転を伴う大きな改修工事については、平成25年度に発注した工事と、令和3年度に発注した本件の2件実績がある。平成25年度の工事も、同じ元施工の事業者が受注している。 第一本庁舎を施工した事業者が、引き続き改修に携わるといった観点で受注していただいたと理解している。</p>
<p><議案3> (高額・高落札事案) (1者入札事案) 朝霞浄水場第1高度監視制御設備等改良工事[一般競争入札]</p>	
<p>Q 本件について、なぜ技術実績評価型総合評価方式を採用したのか。</p>	<p>A 今回施工対象である朝霞浄水場は、日本国内でも最大級の浄水処理能力を持つ施設となる。そうした施設において、通常の運転を継続しながら工事をかけるという点に難しさがあると考えているため、過去実績を評価できる技術実績評価型総合評価方式を採用した。</p>
<p>Q 本件は、施設の元施工事業者でなければできないような案件ではないという認識で問題ないか。</p>	<p>A 発注部署としてはそのように考えている。当初積算の段階で複数の事業者に見積りを依頼しており、落札者以外に3者から金額入りの見積書を受領している。対応可能との返事を受けているため、技術面に障壁があったということはないと考えている。</p>

	<p>Q 今後、この監視制御設備を分割にして、それぞれを入札にかけるという可能性はあるのか。</p>	<p>A 設備としては一体のものなので、分割すると、メーカーごとのシステムの違いから全体として安定した運用が難しくなると思われる。この高度監視という部分に関しては、一体のものとして監視制御をかけていきたいので、分割は技術的に難しい。</p>
	<p><議案4> (1者入札事案) (同一事業者による長期受注事案) 新宿線レール削正工事[特命随意契約]</p> <p>Q 今後、現在の受注者以外の者が新しくレール削正車を造って競争に参入する可能性はあると考えているか。</p> <p>Q 削正車を都で買おうとすると、幾らかかるのか。</p> <p>Q 国内でそういった車両を製造している事業者はいないのか。</p>	<p>A 現在使用しているレール削正車は特殊なレール幅に適応した機械となっており、新宿線を含む一部事業者にしか需要がないため、他者が参入してくる状況はなかなか考えづらい。 同じレール幅を持つ鉄道会社が車両を購入するといったことがあれば、そちらを使用させていただくという選択肢もあるかもしれない。しかし、現在そういった話は聞いていないため、今の形でしばらくは運用せざるを得ないと考えている。</p> <p>A 東京都において、海外の事業者から同様の削正車を購入した実績があるが、約14~15億円程度であった。特殊なレール幅となると、さらに金額が変動する可能性もある。 また、メンテナンスにも費用が掛かるため、初期投資の金額だけでは済まない面がある。</p> <p>A 本件で使用しているような大規模な車両となると、日本では製造しているメーカーがない。 小規模で簡易的な車両であれば、日本でも製造しているメーカーがあるが、削正の施工量がそれほど大きくないため、代替にはなり得ないところがある。</p>
	<p><議案5> (1者入札事案) (同一事業者による長期受注事案) 南部汚泥処理プラント混練機械設備補修工事[希望制指名競争入札]</p>	

<p>Q 過去の入札状況を確認すると、平成29年度は予定価格非公表、30年度は事後公表、令和元年度以降は事前公表となっているが、なぜこのような変遷があったのか。</p>	<p>A 平成29年度と30年度は工事の内容に伴い、元施工へ特命随意契約で発注したため、予定価格の扱いが異なっている。</p> <p>令和元年度から3年度にかけては、いずれも希望制指名競争入札により実施した。予定価格2.5億円未満の案件だったため、基準に従い事前公表とした。</p> <p>特命随意契約で行うか、希望制指名競争入札で行うかについては、その年度に行う工事の内容により判断している。</p>
<p>Q 予定価格を決めるにあたって、資料や情報の収集はどのように行っているか。事業者からの聴取等は実施しているのか。</p>	<p>A 工事の設計に当たっての予定価格は、事業者からの見積りと、積算基準等を用いて積算している。</p> <p>本件については、落札した元施工の事業者以外に、2者から見積りを取得している。そのため、技術的な点でいえば十分対応可能な案件であったのではないかと考えている。</p>
<p>Q この設備そのものに特殊な要素があるのか。</p> <p>それとも、他の施設でも使用されているような汎用的な技術が用いられているのか。</p>	<p>A 機器構成としては、基本的には一般的なものを使用している。</p> <p>ただ、メインとなる混練機については下水道局内でも南部スラッジプラントにしか存在せず、扱っているメーカーがやや少ないといった印象がある。</p>
<p>意見:汎用的なものがないとなると難しいところではあるが、元施工の事業者が受注し続けるという事態が起らないよう、更新のタイミングでそういった点を検討しながら進めてほしい。</p>	
<p><議案6> (同一事業者による長期受注事業) トラフィックペイント道路標示塗装工事単価契約(5) [希望制指名競争入札]</p>	

	<p>Q 本件は希望者数が6者のところ、入札参加者を10者にそろえるために4者任意選定を行っている。しかし、結局、任意選定の4者は全者応札をしていない。 6者希望が上がっている中、あえて4者追加して10者にそろえる理由は何があるのか。</p>	<p>A 競争性確保及び事業者の入札参加機会確保の考えから、都では指名基準を設けており、その中で原則10者指名することとしている。 中小企業の受注機会確保に寄与するためにも、制度として運用していきたい。 なお、中には任意選定により選ばれた事業者が受注している案件もあるため、そのような点からも意味のある制度だと考えている。</p>
	<p>Q 平成29年度から令和4年度までの、他の地域も含めた発注状況を見てみると、受注している事業者は大体固定化されているように見受けられる。この状況について、何か考えられる理由はあるか。</p>	<p>A 過去の受注実績による工事経験等が考えられる。当該履行場所の情報や施工内容に関する知識、技術者の技術力、資材の適切な準備など、交通施設工事としては比較的特徴的な部分に対して、ノウハウを知っているのは大きな理由だと思われる。 事業者として企業努力をして、いかに安く入れるかという点に労力を注いだ事業者ほど取っていけるといことが、実際の結果論として表れているのではないかと考えている。</p>
	<p>Q 具体的な施工内容の仕様などは、改善・改良されている分野になるのか。</p>	<p>A 施工の内容自体が、そこまで複雑なものではない。むらがないように塗装を行うなど、基本的なところであまり変化はない仕様になる。 ペイント等の改良といったことは今のところないため、作業員の経験等により効率よく作業ができる事業者の方が有利になるのではないかと考えている。</p>
<p>委員会による報告又は意見の具申</p>	<p>議案1から議案6について、入札契約手続きはルールどおりに運用されている。</p>	